



平成 25 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所  
代 表 者 名 取締役社長 大嶽昌宏  
(コード番号 7 2 7 6 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 井上敦  
(TEL 0 3 - 3 4 4 3 - 7 1 1 1)

## 役員報酬の自主返上に関するお知らせ

当社は、自動車用ランプの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして平成 24 年 3 月 13 日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

その後、平成 25 年 3 月 22 日に同委員会から、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、本件の重大性を考慮し、経営陣としての深い反省を込め、当社の会長及び社長を含む取締役は、月額報酬の 30%から 10%を、平成 25 年 4 月から 3 ヶ月間自主返上することといたしました。

また、監査役からの申し出により、監査役におきましても、月額報酬の 10%を、平成 25 年 4 月から 3 ヶ月間自主返上することとなりました。

今後とも当社は、社会的責任を果たすべき企業として、さらなるコンプライアンス体制強化と再発防止策の徹底を図り、企業倫理遵守及び信頼回復に努めて参ります。

お客様、株主様をはじめ、ご関係の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続きのご支援ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

以 上